

平成 22 年

第 2 回臨時輪之内町議会会議録

平成 22 年 11 月 29 日 開会

平成 22 年 11 月 29 日 閉会

輪之内町議会

第2回臨時輪之内町議会会議録目次

11月29日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明	3
議第46号から議第48号まで（提案説明・質疑・討論・採決）	5
閉会	13
会議録署名議員	14

平成22年11月29日開会 第2回臨時輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成22年11月29日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案上程
日程第5 町長提案説明
日程第6 議第46号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議第47号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議第48号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第8 までの各事件

○出席議員（9名）

1番	浅野常夫	2番	小川春男
3番	高橋愛子	4番	浅野利通
5番	田中政治	6番	北島登
7番	森島光明	8番	近藤勝美
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事	中島修	調整監	尾崎敏美
調整監	中島桂一郎	会計管理者兼 税務課長	小川美代子
経営戦略課長 心得	荒川浩	住民課長	兒玉隆
福祉課長	加藤智治	建設課長	加納孝和
産業課長	岩津英雄	教育課長	森島秀彦

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田 中 実

議会事務局 西 脇 愛 美

(午前9時35分 開会)

○議長（浅野利通君）

ただいまの出席議員数は9名です。全員出席でありますから、平成22年第2回臨時輪之内町議会は成立いたしましたので開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（浅野利通君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により議長において、5番 田中政治君、8番 近藤勝美君を指名いたします。

○議長（浅野利通君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

○議長（浅野利通君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成22年度8月分、9月分、10月分に関する出納検査結果報告並びに平成22年度定期監査報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（浅野利通君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（浅野利通君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

皆さん、おはようございます。

朝晩冷え込みを感じるきょうこのごろでございます。議員各位にはますます御清祥のことと、お喜びを申し上げます。

さて、本日は、平成22年第2回臨時輪之内町議会の開会に当たり、公私御多用のところ出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案理由の説明に入ります前に、まず現在の日本の政治経済運営の懸案課題等について、私の現状認識をお話しさせていただきます。

現在の日本は、中国のカントリーリスクと経済実態を反映しない円高に揺れ、外交と経済に多くの問題を露呈しております。世間をにぎわせた尖閣諸島沖での中国漁船の国際法を無視した行動と稚拙とも思われる日本政府の対応、それにかかわるビデオ映像の流出騒ぎ等々、我が国の意思を明確に示し得ないことに対する国民の失望、そして相互依存関係にある両国経済の実態を無視したレアアースの対日輸出制限措置等の過激な対抗策、これは日中に潜在する相互不信の根深さを改めて認識させる結果になりました。そして日本経済の脆弱さを全世界に認識させる結果となっております。

また、一方で、中国に誘発されたかのような北方四島をめぐるロシアの強硬な外交圧力に対する日本外交の失態とも言える状況も白日のもとにさらされております。

さらには、御承知のとおり、過日の北朝鮮の韓国砲撃事件、この事案に対し日本政府の対応がスピード感に乏しく、国としての危機管理の甘さも露呈をしてしまいました。

また、円の対ドル相場であります。1995年4月19日、東京市場でつけた79円75銭、この最高記録に迫ろうとする事態にもなりました。最近、やや一服感はあるものの、年末にかけて一段の円高が進むリスクがあり、思い切った政策をとらなければ再度経済停滞を招来しかねない状況となっております。

国政では、国家の意思を明確に示し、対外的に的確に、かつ明確に日本のプレゼンスを示すべきでもあるにもかかわらず、政治資金等で国会審議もままならないと、そんな状況で極めて残念な状況と言わざるを得ません。

また、地方行政を取り巻く状況も非常に厳しいものがあります。隣接県であります愛知県名古屋市の市長と議会の対立等、地方自治法が想定し得なかった対立が明らかになっております。詳細は知るよしもありませんが、未成熟な政治闘争に思えてなりません。ある意味、劇場型政治の負の部分が露呈しているようにも思われます。この問題をきっかけに、首長と議会の関係をめぐる法改正も議論されておるようですが、感情論に流されることなく、徹底した議論と納得できる解決策の提示が望まれるところであります。

さて、輪之内町でも来年度予算の編成作業に入りました。いろいろな国の施策の方向性と、それに伴う財源措置・消費税を含む税制改正の動向の不透明感から困難な編成作

業を余儀なくされておりますが、今後とも、国・県の動向、政策に注視しながら適切な予算編成に努めてまいります。議員各位におかれましても、この状況にどうか御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日提出させていただきます議案は、条例改正3件でございます。提案理由の概要について御説明を申し上げます。

議第46号、議第47号、議第48号につきましては、人事院が国会及び内閣に対し国家公務員の給与勧告を行い、政府はこれを完全実施することといたしております。これに伴い、輪之内町においても人事院勧告の趣旨により、月例給の引き下げに伴う給料表、支給割合引き下げに伴う期末・勤勉手当等の改定を実施するため、条例の改正を行うものであります。

以上で提出議案の説明を終わりますが、御審議の上、適切なる御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案説明を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（浅野利通君）

日程第6、議第46号、日程第7、議第47号及び日程第8、議第48号を一括議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議第46号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成22年11月29日提出、輪之内町長。

2ページをお願いいたします。今回の条例改正につきましては、先ほど町長提案の中にもございましたように、議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の中の期末手当部分につきまして0.2月分を減少させるものでございまして、「100分の220」を「100分の200」に改めるというものでございます。

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行いたします。

続きまして、3ページをお願いいたします。

議第47号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成22年11月29日提出、輪之内町長。

4ページをお願いいたします。これにつきましても、先ほどの議第46号と同じく期末手当の部分を引き下げるものでございます。

附則といたしましては、先ほどと同じく公布の日の属する月の翌月の初日から施行いたします。

続きまして、5ページ、議第48号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成22年11月29日提出、輪之内町長。

6ページをお願いいたします。第1条では、給与条例の第23条の4、それから第23条の7、それから附則第29項を改めております。

8ページをお願いいたします。ここで、附則で次の3項を加えております。

それから9ページでございますが、別表第1を次のように改めるということで、給料の引き下げに伴い、給料表の改正をいたしております。

13ページをお願いいたします。第2条で輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正ということで、附則第7項を改正いたしております。

附則で、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行するという特例措置を設けております。

それから16ページを見ていただきますと、輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部改正も行っております。

それでは、新旧対照表により御説明を申し上げますが、今回の輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成22年の人事院勧告を受けまして改正するものでございます。

まず、改正の概要を御説明申し上げますと、給料表につきましては、40歳代以上が受ける給料月額を平均0.1%引き下げをいたしております。それから、当分の間、55歳を超える職員で6級以上の職員につきましては、給料月額の支給額を一定率、1.5%を減額いたします。それから、今年の4月から改正法施行までの格差相当分につきましては、この12月支給の期末手当で調整をいたします。それから期末・勤勉手当の総支給額を「4.15月」を「3.95月」に改定をいたします。それから、給料の切りかえに伴う経過措置を盛り込んでおります。それから、平成22年12月に支給する期末手当においてマイナス改定部分に関する調整の特例措置を設けております。それから、平成18年に改正を行いました輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正も今回の改正に合わせ改正を行っております。

以上が今回の条例改正の概要でございます。

それでは、新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第1条関係で期末手当でございますが、第23条の4は期末手当を規定しておりまして、今回、「及び附則第29項第2号」を追加しておりますが、新しく附則改正でこの規定を設けております。このため、この規定を引用するためにここに追加をいたしております。それと文言の整理、それから引用部分を修正いたしております。

続きまして、4ページの方でございますが、第23条の7でございますが、これにつきましては勤勉手当を規定しておりますが、今回、「及び附則第29項第3号」を追加いたしております。これにつきましても、新しく附則改正で新しい規定をいたしておりますので、この引用したく、この部分が追加されました。それと、同じく文言の整理をいたしております。

続きまして、附則の第29項でございますが、改正概要でも申し上げましたが、55歳を超える職員で6級以上の職員、特定職員について給料月額を支給額を一定率、1.5%減額する規定でございます。

2号では期末手当、3号では勤勉手当、4号では退職者の給与について、その適用について規定をいたしております。

7ページを見ていただきますと、ここに対象となる級が書いてございますが、6級以上の者がこの対象となります。

それから附則の30項は、新しく特定職員になった場合の適用等、必要事項の規則委任の規定でございます。

附則の31項は、給与の減額、時間外手当等、各種手当等の給料月額により算出されるものの適用について新しく規定するものでございます。

附則の32項につきましては、勤勉手当の総額に係る、その適用について新しく規定をするものでございます。

9ページでございますが、別表の改正でございます。今回の改正で40歳代以上が受ける給料月額を平均0.1%引き下げております。対象となりますのは、7級では5号給以上、それから6級では17号給以上、5級では25号給、4級では33号給、3級では45号給、2級では65号給、以上が引き下げを行っております。なお、1級につきましては、改正の対象とはなっておりません。

続きまして、第2条関係でございます。15ページをお願いいたします。附則の7項でございますが、給料の切りかえに伴う経過措置でございます。改正内容につきましては、現在、現給保障額を支給されている職員であって、平成21年の条例改正の施行の日において、この1号につきましては減額対象職員、2号につきましては減額対象職員以外の職員について、それぞれ経過措置を講ずる規定でございます。

16ページをお願いいたします。改正条例の附則でございますが、施行期日は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行するというので、特例措置を2号以下設けております。

2項では、本年12月に支給いたします期末手当に関する特例措置に関する規定で、今年度の給与改定におけるマイナス改定分について、12月期の期末手当において改定前の既支給額を調整するものでございます。新条例の新支給基準に基づく1.35月、特定管理職員につきましては1.15月でございますが、その期末手当を調整するものでございます。

これにつきましては、減額の改定対象職員のための調整でございます。

17ページのところでございますが、「0.28」という数字が入ってございますが、この数字は調整率でございますが、これは国が定めた調整率でございます。それで、すぐお隣に給料表と職務の級とか、いろいろございますが、これ以外の支給を受けている職員がこの調整の対象になるということで、先ほど申し上げましたように、給料が引き下げになった者が支給調整の対象ということで、ここに書いてある表は、引き下げになっていない部分をここで規定しております。ちょっとわかりにくいかもわかりませんが、これ以外の職員が期末手当の特例措置で支給調整を受けるということでございます。

それから1号でございますが、支給された月額に対する調整方法、それから2号につきましては、期末・勤勉手当に対する調整方法を規定いたしております。

18ページの3項でございますが、これにつきましては、本年4月1日前に55歳に達した職員に対する読みかえの規定でございます。

4項につきましては、来年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日に昇給抑制を受けた者の号給を平成23年4月1日に1号給上位に調整できる規定でございます。

5項につきましては、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員に対する号給調整について規定をいたしております。

6項につきましては、給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員に対する読みかえ規定でございます。

7項につきましては、町の規則への委任でございます。附則第2項から前項までに定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるという規則委任でございます。

8項につきましては、今回の改正により特定職員が育児短時間勤務職員である場合の読みかえ規定でございます。このため、輪之内町の育児休業等に関する条例を一部つけ加えております。

以上で説明を終わりますが、今回の改正は、一部支給済みの額の調整措置も含まれての改正でございますので、ちょっとわかりにくい部分もありますが、いずれにいたしましても、最初に概要で申し上げましたように、期末・勤勉手当の勤勉手当の引き下げと、それから現在受け取った給料の余分にいただいた部分につきましては、期末手当で調整をするということ等でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野利通君）

これより一括質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今の御説明をお伺いしましても、この文章を見るだけでは非常にわかりづらくて理解することができないわけですが、職員組合があると思うんですけれども、これは全体的に言えば労働条件の低下につながるものだというふうに思うわけですが、こんなややこしい文章で組合員に申し入れているのではないというふうに思うわけですが、組合に対してはもっとわかりやすい説明資料なんかをつけて説明するんじゃないかと思うんですが、その辺の組合に対してはどのような申し入れを行ったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

町からは組合に対する申し入れは行っておりませんが、組合から要求等がございまして、そちらからのそれに対する答えというふうでうちの方は話し合いをいたしました。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

そうすると、今回のこの条例改正は、職員組合の了解は得ていないということですか、そういうことが1点と、それから職員の給与は全体で幾らマイナスになるのか。

平均給与は、今、たしか三十二、三万だと思うんですけれども、それが幾らになるのか。

当然そういうのがはっきりしないことには、組合員の職員の方も自分がどれだけ給料が減るのかということも、これではなかなかわかりにくいのではないかというふうに思うわけですが、職員の平均給与は幾らになるのかということをお明らかにしていただきたいと思います。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

組合に了解を得ているのかということですが、了解は得ておりません。話し合いの中で双方が理解したと思っております。

それと今回の改正に伴う影響額でございますけれども、平均給与を今申されましたけれども、今回の一般職でいきますと、期末手当等で調整をさせていただきますけれども、この調整額が、総額でお話しさせていただきますが、465万円ほどの影響額がございます。それと、勤勉手当の引き下げに伴う影響額が約140万円ほどでございます。ちなみに、合わせますと640万円ほどの減額ということでございます。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

合わせて640万、これは1人当たりになると幾らになるんですか。これを職員の数は97名か、何名か知りませんが、それで割ればいいのかどうか。

要するに、職員の方の生活設計にもかかわってくる問題ですので、それがどのようになるのかといったことを、1人当たりにしてどのくらいの減額になるのかということをも明らかにしていただきたいと思います。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

今回の改正、先ほども申しあげましたように、給料表の引き下げの対象とならない職員もおりますし、給料表の引き下げによって影響を受ける職員もいます。先ほども申しあげました640万を単純に、現在、休職者がいますから、その分、育児休業等も引きますと八十何名おりますので、単純に割っても8万円ほどの影響というふうになりますが、この数字が正しいかどうか、ただ平均的な数値というふうにとらえていただければと思います。

○議長（浅野利通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

これから議第46号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで討論を終わります。

これから議第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議第47号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（浅野利通君）

これで討論を終わります。

これから議第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第47号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議第48号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

輪之内町職員の給与に関する条例の改正ということで、職員の待遇の低下につながるものであるというのは明らかであります。これが、まず手続的に、今、職員組合が輪之内町にはあると聞いております。その職員組合の了解もないまま提案されている。労働基準法などでは組合との交渉というのは欠かせないはずであります。それを抜きにして提案されている、これはまず手続的に根本的な問題があるというふうに考えます。

それから内容ですけれども、今、単純に計算しても約8万円ぐらいの減額になるというような御答弁でしたけれども、今、この日本経済、先ほど町長も今の日本経済の円高による停滞、このような中でいろいろ懸念されておりますけれども、この経済立て直しには、やはり内需をいかに拡大していくか、こういったときに国民の所得を低下させる、これでは内需の拡大にはつながっていかない。やはり輸出頼みになっているから、この円高による被害も大きい。そうしたときに、いかに内需を拡大していくか、こういったときには国民の所得をいかに上げていくか、この観点が欠かせないというふうに思っているのであります。そういったときに、今でさえそれほど裕福だとは私自身思っておりますけれども、さらに低下させるということでは、今の経済危機にさらに拍車をかける。公務員がそうなれば、一般企業の方も右へ倣えで下がってくるだろう。

もともと人事院勧告というのは高度経済成長時代に、スト権を剥奪されている公務員

の待遇改善のために、スト権のかわりに一般企業並みに公務員の賃金も上げていこうと
いうことで持ち出されたのが人事院勧告、今はその逆の役割を果たしている。大企業が
膨大な利益をため込みながら、派遣社員を使って臨時雇用で国民の労働者の所得を減ら
して、そして利益を上げている。それに人事院が倣って、公務員に対してもそういう低
賃金を押しつけようとする、これでは労働者の所得というのはどんどん低下する一方だ
る。これでは、GDPの6割と言われる個人消費というものが伸びることはあり得ない。
そういう観点からも、この今回の職員の給与を引き下げる、こういう条例改正には
反対であります。

○議長（浅野利通君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

7番 森島光明君。

○7番（森島光明君）

今、公務員の給料の引き下げでございますが、公務員というのはある程度保障されて
おると思うんですが、今まで景気が悪いときでも4月にさかのぼって人事院の勧告で上
がってきたこともございます。現在の経済の状況を見たとき、あるいは一般企業との比
較をしたときに、既に一般企業で下がっております。そのときに、今回の人事院勧告に
よって下がることはやむを得ないんじゃないかと、こんなふうに思います。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（浅野利通君）

これで討論を終わります。

これから議第48号を採決いたします。

お諮りします。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立7名）

○議長（浅野利通君）

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（浅野利通君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関す
る事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継

続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（浅野利通君）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成22年第2回臨時輪之内町議会を閉会いたします。

本日は大変ありがとうございました。御苦労さまでした。

(午前10時14分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年11月29日

輪之内町議会 議長 浅野 利通

署名議員 近藤 勝美

署名議員 田中 政治